

# 利 用 申 込 ・ 利 用 規 約

## 1 施設管理者

- 〈施設概要〉 豊岡市立竹野子ども体験村（指定管理者たけの観光協会）  
〈施設位置〉 豊岡市竹野町竹野 3 3 6 6 番地

## 2 利用申し込み

施設を使用しようとするものは、指定管理者の許可を受けなければ  
ならない

## 3 申し込みの手順

指定管理者（たけの観光協会）に電話（0796 - 47 - 1080）して、予約をしてください

## 4 施設の御利用について・予約時の注意事項・原則

※施設利用の際は竹野子ども体験村に来た際に利用許可書をご提示してください

※電話予約を受けた日から3日間は仮予約とします

※仮予約期間（3日以内）に施設の利用申請書を記載し指定管理者（たけの観光協会）に  
提出し、利用料金を納付してください

※指定管理者（たけの観光協会）が利用申請書の内容及び利用料金の納付を確認したら、  
利用許可書を発行いたします

※利用許可書の譲渡又は転貸はできません

※施設を利用しない場合は直ちに、発行した利用許可書と領収書を指定管理者（たけの観  
光協会）に返納してください その際の利用料金の還付は次の通りです

①6日までに返納したときは、全額還付いたします

②5日前に返納したときは、納付した利用料金の80%を還付いたします

③前日までに返納したときは、納付した利用料金の50%を還付いたします

④当日に返納したときは、納付した利用料金は還付いたしません

（電話での取消は認められませんので、必ず利用許可証と領収書を返納してください）

## 5 施設利用許可の基準

次の何れかに該当する場合は施設の利用を許可しません

(1)施設の使用が公の秩序又は善良な風俗を害する恐れがあると認めるとき

(2)建物、器具、備品等を汚損、損傷し、又は滅失させる恐れがあると認めるとき

(3)暴力団その他反社会的な団体又はそれらの構成員が使用すると認めるとき

(4)指定管理者(たけの観光協会)が、その使用を不適當であると認めるとき

## 6 許可の取消し等

次の何れかに該当する場合は許可を取消し、又は施設の使用を許可を制限し、若しくは使用禁止を命じます

- (1)豊岡市の条例、豊岡市規則に基づく指示に違反したとき
- (2)許可された使用目的以外の目的に施設を使用したとき
- (3)詐欺、その他不正の行為により許可を受けたとき
- (4)第1項（利用許可の基準）各号の何れかに該当するに至った(判明した)とき

## 7 入館の制限等

次の何れかに該当する者に対して、入館の拒絶又は退館を命じます

- (1)公の秩序又は善良な風俗を害する恐れがある者
- (2)他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になる恐れがある物品若しくは動物の類を携帯するもの
- (3)建物、器具、備品等汚損し、損傷し、又は滅失させる恐れがある者
- (4)指定管理者(たけの観光協会)の指示に従わない者

## 8 現状の回復の義務

使用者は、施設の使用を終了したとき、又は許可を取り消されたときは、直ちに施設を原状に回復しなければならない

## 9 飲酒、喫煙について

- (1)施設内における飲酒は禁止します。ただし、事前に指定管理者（たけの観光協会）の許可を受けた場合はこの限りでない
- (2)指定管理者（たけの観光協会）が設置する喫煙場所以外での喫煙は禁止します

## 10 施設の備品について

施設の備品については原則として施設外への持ち出しを禁止しております。